

七飯町健康センター条例の一部を改正する条例の概要

環境生活課

1 改正理由

七飯町健康センターの使用料を北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額（銭湯の入浴料金）と同額とし、今後も当該統制額の変更に合わせて料金改定を行えるような改正を行うものです。

また、今後健康センターを指定管理者制度に基づく指定管理を行える施設として位置付けるため、指定管理に関する条項を追加するものです。

2 改正内容

- (1) 別表に規定する健康センターの使用料を改定します。1回あたりの使用料の額は、北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額※と同じ額とします。回数券については、改定後の額に10を乗じた額とします。

なお、改定前後の使用料の額は次の表のとおりです。

区分	改定後	改定前	改定額・率
大人（12歳以上）	490円	400円	90円 （+22.5%）
中人（6歳以上12歳未満）	150円	200円	▲50円 （▲25.0%）
小人（6歳未満）	80円	100円	▲20円 （▲20.0%）

※ 公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）等により、都道府県知事が統制額を定めることとされています。表中の改訂後の額は、北海道が令和5年10月から実施する値上げ分を反映した額となっています。

- (2) 第11条として、指定管理者による管理等に関する規定を追加します。
 (3) 第12条として、指定管理者が徴収する利用料金に関する規定を追加します。
 (4) 第13条として、指定管理者が行う業務を規定します。
 (5) 指定管理者に関する条項を追加することに併せ、規則で規定していた開館時間に関する規定を第4条に、休館日に関する規定を第5条に追加します。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。